

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第75条の26第1項
処 分 の 概 要	特定自動運行実施者に対する指示
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	道路交通法第75条の26第2項
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	大阪府警察本部交通部交通総務課企画第五係（電話06－6943－1234 内線50251）
備 考	